

報道機関各位

たつの市定例記者会見資料	
発表年月日	令和4年10月3日（月）
担当課	都市政策部まちづくり推進課
電話	0791-64-3167

若者の定住促進を図るため 奨学金返還支援事業補助金を創設しました

本市における年齢別人口の社会増減の動態は、15歳から29歳までの年齢区分、特に進学、就職、転職を契機とする20歳から24歳までの年齢区分において、社会減少の傾向が続いています。

そこで、若者の転出抑制及びUIJターンによる転入促進を図り、地域産業を支える優れた人材を確保することを目的に、市内に定住する意思を持ち、奨学金の返還を行う30歳未満の若者を対象とした貸与型奨学金の返還に対する補助制度を創設しました。

記

1 補助金名称 たつの市若者定住促進奨学金返還支援事業補助金

2 補助対象者（下記のいずれにも該当する者）

- (1) 大学等の在学中に奨学金の貸与を受け、返還中である者
- (2) 本市に住所を有し、登録決定日から継続して3年以上定住する意思を有する者
- (3) 登録申請時において、大学等を卒業している30歳未満の者
- (4) 雇用期間の定めがなく、1週間の所定労働時間が20時間以上で継続して雇用されている者又は自ら事業を営む者
- (5) 本市に納付すべき税を滞納していない者
- (6) 返還すべき奨学金を滞納していない者
- (7) 奨学金の返還を支援する他の制度を利用していない者
- (8) 暴力団員及び暴力団密接関係者でない者

3 補助金額

補助対象期間中に返還した奨学金の額に、下表の補助率を乗じて得た額（千円未満切り捨て）で、補助金限度額を上限とします。

補助対象区分	補助率	補助金限度額
市内の区域内に所在する事務所又は事業所に就業している者	10/10	3万円／月
上記以外の者	1/2	1.5万円／月

4 補助対象期間 上限36か月

※36か月を迎えるまでに奨学金の返還が終了した場合、終了した日が属する月分までとなります。

5 事業開始日 令和4年10月1日

6 予算措置 7,234千円

7 その他 補助金の交付を受ける方は、事前に補助対象者の登録を受ける必要があります。申請は随時受け付けます。